



(9) 少数株主権について

公認会計士 長谷川佐喜男

少数株主権の行使要件について、旧商法においては、全て議決権を基準に定められていました。つまり、議決権のない株式のみを有する株主は、出資の額にかかわらず、少数株主権が認められていませんでした。

会社法では、株主であれば当然認められるべき性質の権利については、議決権の有無にかかわらず一定割合以上の株式を有する株主についても認めることとし、従来の議決権基準に加え、株式数基準を新たに設けました。

自社株式が分散してしまっている場合には、このような少数株主権にも留意し、後継者や友好的な株主への自社株の集中を進める必要があります。

具体的には、以下の権利です。

(1) 帳簿閲覧・謄写請求権（会社法 433 条）

行使要件を満たす株主は、株式会社の営業時間内はいつでも、会計帳簿等の閲覧又は謄写を請求することができます。

〔行使要件〕

- ① 総株主の議決権の 3%以上の議決権を有する株主
- ② 発行済株式（自己株式を除く）の 3%以上の株式を有する株主

(2) 業務の執行に関する検査役の選任請求権（会社法 358 条）

行使要件を満たす株主は、株式会社の業務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、その株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

〔行使要件〕

- (1)に同じ。

(3) 会社の解散の訴えの提起（会社法 833 条）

行使要件を満たす株主は、次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって株式会社の解散を請求することができます。

- ① 株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、その株式会社に回復することができない損害が生じ、または生ずるおそれがあるとき
- ② 株式会社の財産の管理または処分が著しく失当で、その株式会社の存立を危うくするとき

〔行使要件〕

- ① 総株主の議決権の 10%以上の議決権を有する株主
- ② 発行済株式（自己株式を除く）の 10%以上の株式を有する株主

(4) 役員解任の訴えの提起（会社法 854 条）

行使要件を満たす株主は、役員職務執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、その役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたときは、その株主総会の日から 30 日以内に、訴えをもってその役員解任を請求することができます。

〔行使要件〕

- (1)に同じ。

株式譲渡制限会社については、6 か月の保有期間要件はないので注意が必要です。